

高崎市告示第 272 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 2 項の規定により、本市区域内の町の区域の変更及び字の区域の廃止をする旨、告示する。

この処分は、土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 103 条第 4 項の規定による換地処分の公告のあった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成 29 年 9 月 25 日

高崎市長 富岡 賢治



1 変更理由

高崎都市計画事業上中居土地区画整理事業の施行に伴い、土地の区画及び形状を改めた結果、町の区域の変更及び字の区域を廃止する必要性が生じたため。

2 変更内容

別紙のとおり

変更調書

町	字	地番
高関町	村前	51-1の一部、51-2の一部、52-1、52-2、52-3の一部、53-1、53-4の一部、53-5の一部、54-3の一部、54-6から54-8までの一部

上記区域（同区域に隣接介在する道路及び水路である市有地の一部を含む。）を上中居町に変更し、字を廃止する。

町	字	地番
上中居町	岡西	1538-4の一部
	辻薬師	1615-1の一部、1616-2の一部、1670の一部、1681-1の一部、1681-2、1681-3の一部、1681-4の一部、1682-5

上記区域（同区域に隣接介在する道路及び水路である市有地の一部を含む。）を高関町に変更し、字を廃止する。

町	字	地番
高関町	村前	51-1の一部、51-2の一部、52-3の一部、53-2、53-3、53-4の一部、53-5の一部、54-1、54-2、54-3の一部、54-4、54-5、54-6から54-8までの一部、55-1から55-8まで、56-1、57-1

上記区域（同区域に隣接介在する道路及び水路である市有地の一部を含む。）の字を廃止する。

町	字	地番
上中居町	岡東	1343、1344、1345、1346-1、1346-2、1347-4、1359-2、1365、1366、1367-1から1367-3まで、1368-2、1369-1から1369-3まで、1370-1から1370-3まで、1371-1、1371-2、1372-1から1372-4まで、1375-1から1375-5まで、1376、1377、1378-1から1378-4まで、1379、1380-1から1380-3まで、1381、乙1382、1382-1、1382-3、1382-4
	岡西	1538-1、1538-3、1538-4の一部、1539-1、1540-1、1540-2、1540-6、1542-1、1542-7から1542-12まで、1543、1544-1から1544-5まで、1545-1から1545-3まで、1546、1547-1、1547-2、1548-1、1548-2、1549、1550-1、1550-2、1551-1から1551-7まで、1552、1553、1554-1、1555-1、1555-3、1555-4、1571-1、1571-4から1571-8まで、1572-1、1572-3から1572-6まで、1573-1、1573-2、1573-7、1575-1、1575-2、1577、1578-1から1578-5まで、1579-1、1579-2、1580、1581、1582、1582-2、1583、1584、1585-1から1585-4まで、1586、1587-1から1587-4まで、1588-1から1588-5まで、1592、1593、1594-1、1595-1、1596-1、1596-2、1596-4、1597、1598-1から1598-4まで、1599-1、1599-3、1599-4、1600-1から1600-5まで
	辻薬師	1601-1、1601-5から1601-7まで、1601-9から1601-11まで、1602-1、1602-5、1604-2から1604-4まで、1604-8、1604-9、1605-1から1605-3まで、1606-1、1606-2、丙1606、1606-4から1606-6まで、1607-1、1607-3から1607-14まで、1608-1、

	1608-2、1609-1、1609-3、1609-4、1610、1611-1から1611-3まで、1612-1から1612-4まで、1613-1から1613-3まで、1614-1、1614-3、1615-1の一部、1615-3、1616-2の一部、1617-1、1617-2、1619、1621、1622-1から1622-3まで、1622-6、1622-7、1623、1624、1626-3、1626-4、1627-2、1627-3、1627-5、1628-2、1628-3、1629、1662-1から1662-11まで、1663、1664-1、1664-2、1665、1666-1、1666-2、1667、1668、1669-1、1669-2、1670の一部、1671、1672-1、1672-2、1673、1675、1676-1、1676-2、1677、1678-1、1678-4、1679-1、1680-1、1681-1の一部、1681-3の一部、1681-4の一部
--	---

上記区域（同区域に隣接介在する道路及び水路である国有地及び市有地の一部を含む。）の字を廃止する。